

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○保安林の指定	(森林整備課)	一
○保安林の指定実施要件の変更	(同)	一
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始(二件)	(同)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	六
○県道相馬巨理線連沼事件審理の開催		六
○内水面漁場管理委員会		六
○宮城県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程		六
○公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程		七
○宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程		七
○コイヘルペスウイルス病に係る指示		七
○宮城県告示第一号		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第		

告 示

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	設置者名	廃止年月日
○四一〇二二〇二四九	多機能型事業所 MUTARI 石巻市大森字的場五 十三ー五	福祉サービスの種類	就労移行支援	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和元年十二月三十一日	

○宮城県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市本吉町今朝磯八一の二

二 指定の目的

魚つき

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

今朝磯八一の二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林

整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻工業港矢本線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
東松島市矢本字南浦二〇二番地先から 同市矢本字中田二〇二番一地先まで	一〇・六 四〇・〇	二四・一 四〇・〇		一、〇九〇・〇

○宮城県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
	石巻工業港 矢本線	東松島市矢本字南浦二〇二番地先から 同市矢本字中田二〇二番一地先まで	令和二年一月七日

○宮城県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町錦織字中大谷野二五五番一地从先から同市東和町錦織字東大谷野三七番地先まで	令和二年一月七日

○宮城県告示第七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
朴の中沢	土石流	登米市東和町米川字西綱木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
朴の上沢	土石流	登米市東和町米川字西綱木、東綱木（次の図のとおり）		
桃取沢	土石流	登米市東和町米川字西綱木（次の図のとおり）		
西綱木中沢	土石流	登米市東和町米川字西綱木（次の図のとおり）		
西綱木上沢	土石流	登米市東和町米川字西綱木（次の図のとおり）		
金山東沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）		
稲村上沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木、西綱木（次の図のとおり）		
稲村中沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木、西綱木（次の図のとおり）		
稲村下沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）		

東綱木上沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木、西綱木（次の図のとおり）
古堂沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）
竹の下沢	土石流	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）
功明下沢	土石流	登米市東和町米川字西上沢（次の図のとおり）
功明上沢	土石流	登米市東和町米川字西上沢（次の図のとおり）
西仲上沢	土石流	登米市東和町米川字西上沢、北上沢（次の図のとおり）
室の沢1	土石流	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）
室の沢2	土石流	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）
室の沢3	土石流	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）
東上沢1	土石流	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）
東上沢2	土石流	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）
西内沢1	土石流	登米市東和町米川字東上沢、南上沢（次の図のとおり）
畑の沢1・2	土石流	登米市東和町錦織字入沢（次の図のとおり）
西内沢2	土石流	登米市東和町米川字南上沢、東上沢（次の図のとおり）
南上沢	土石流	登米市東和町米川字南上沢（次の図のとおり）
佐辺野沢	土石流	登米市東和町米川字西上沢（次の図のとおり）
寺内下沢	土石流	登米市東和町米川字寺内、城ノ内、山下（次の図のとおり）
軽米沢1	土石流	登米市東和町米川字軽米、山崎（次の図のとおり）
軽米沢3	土石流	登米市東和町米川字軽米（次の図のとおり）
軽米沢4	土石流	登米市東和町米川字軽米、力畑（次の図のとおり）

上前田沢	照井上沢	上天神前沢	中天神前沢	下天神前沢	恩田沢	沼田沢	細野沢2	高寺沢北沢	富沢	小出沢	北小出沢	井戸の入沢	末田北沢	力畑下沢	力畑中沢	力畑上沢	神沢	山神沢	馬の足沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市津山町横山字前田沢（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字照井（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字天神前（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字天神前（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字天神前（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字恩田（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字小山（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野、中渡戸（次の図のとおり）	登米市東和町米谷字細野（次の図のとおり）	登米市東和町米川字富沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字小出沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字小出沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字末田（次の図のとおり）	登米市東和町米川字末田（次の図のとおり）	登米市東和町米川字力畑（次の図のとおり）	登米市東和町米川字力畑（次の図のとおり）	登米市東和町米川字力畑（次の図のとおり）	登米市東和町米川字馬ノ足（次の図のとおり）	登米市東和町米川字馬ノ足（次の図のとおり）	登米市東和町米川字力畑（次の図のとおり）	

石貝の3	石貝の2	大柄沢	東上沢の5	東上沢の4	東上沢の2	南上沢の2	南上沢の1	北上沢の4	北上沢の3	北上沢の2	北上沢の1	東上沢の1	野尻南沢	野尻沢	野尻中沢	野尻北沢	桑の沢	上水沢	下大萱沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市東和町米川字大柄沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢、南上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字南上沢、東上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字北上沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東上沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字大萱沢、前田沢（次の図のとおり）	

地志員の7	地志員の4	地志員の1	寺倉	野尻の2	野尻の1	山梨子坂	伊貝の3	伊貝の2	伊貝の1	幣崎の4	幣崎の3	幣崎の2	石貝の9	幣崎の1	石貝の8	石貝の7	石貝の6	石貝の5	石貝の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市津山町横山字地志員（次の図のとおり）	登米市津山町横山字地志員（次の図のとおり）	登米市津山町横山字寺倉（次の図のとおり）	登米市津山町横山字寺倉（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字野尻（次の図のとおり）	登米市津山町横山字山梨子坂（次の図のとおり）	登米市津山町横山字伊貝（次の図のとおり）	登米市津山町横山字伊貝（次の図のとおり）	登米市津山町横山字伊貝、細屋（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字幣崎（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字幣崎（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字幣崎、石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字幣崎（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字幣崎（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）

地志員の8	地志員の9	水沢の1	水沢の2	水沢の3	水沢の4	水沢の5	小金沢の1	小金沢の2	久保	測平	竹の沢の1	竹の沢の1	前田沢の1	竹の沢の2	竹の沢の3	竹の沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市津山町横山字地志員（次の図のとおり）	登米市津山町横山字地志員（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢、久保（次の図のとおり）	登米市津山町横山字水沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字小金沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字小金沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字久保、一ノ坪（次の図のとおり）	登米市津山町横山字黒沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市津山町前田沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）	登米市津山町横山字竹の沢（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年一月七日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
金山沢		登米市東和町米川字東綱木(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
竹の沢3		登米市津山町横山字竹の沢(次の図のとおり)	
上大萱沢		登米市津山町横山字大萱沢(次の図のとおり)	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月七日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 名称

三・四・四百八号 根廻磯崎線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第十号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園

2 名称

六・四・千一号 松島運動公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第26号

宮城県起業の県道相馬亘理線改築工事(宮城県亘理郡山元町坂元字蓮地内から同町高瀬字新浜三地内まで)に係る土地収用事件(県道相馬亘理線遺留事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年1月7日

宮城県収用委員会

1 日時 令和2年2月14日(金)午後4時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

内水面漁場管理委員会

宮城県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号

宮城県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

宮城県内水面漁場管理委員会規程(平成七年宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産部」を「水産林政部」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第二号

公聴会に関する手続規程の一部を改正する規程

公聴会に関する手続規程（平成六年宮城県内水面漁場管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第三号

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県内水面漁場管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

本文中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

令和二年一月七日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面